

小樽市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付要綱

平成22年 4月1日制定

平成27年 5月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、市内にある木造住宅の耐震診断を行う者に対し、その費用の一部を助成することにより、耐震化を促進し、地震による被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断員 市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている建築士事務所に所属している同法第2条第1項に規定する建築士で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断の区分で登録されているものをいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断員が、財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法若しくは精密診断法又はこれらと同等の耐震診断方法に基づき、地震に対する安全性を評価することをいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、予算の範囲内で、第5条に規定する助成対象者からの申請に基づき、次条に規定する助成対象住宅の耐震診断に要する費用（以下「助成対象経費」という。）の一部について助成金を交付するものとする。

(助成対象住宅)

第4条 助成金の交付の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たす市内にある木造住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。
- (2) 専用住宅又は兼用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であるものをいう。）であること。
- (3) 地上3階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること。
- (4) この要綱に基づく助成金の交付を受けたことがない住宅であること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に明らかな違反がない住宅であること。

(助成対象者)

第5条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 助成対象住宅に居住していること。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、その額が3万円を超えるときは、3万円とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小樽市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、市長が認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 助成対象経費の見積書の写し
- (2) 建物の確認済証の写し、登記事項証明書の写し等の建築年次を明らかにする書類
- (3) 申請者の住民票
- (4) 申請者の市税の納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）の受付期間は、当該年度の初日（その日が市の休日に当たるときは、その日後における直近の市の休日でない日）から11月末日（その日が市の休日に当たるときは、その日後における直近の市の休日でない日）までとする。ただし、交付申請の受付期間内であっても、助成金の交付予定額の総額が当該年度の予算枠に達したときは、その受付を締め切るものとする。

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、交付申請があった場合において、助成金を交付することを決定したときはその旨及び助成金の交付予定額を小樽市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付しないことを決定したときはその旨及び理由を小樽市木造住宅耐震改修促進事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 申請者は、前条の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた後に、耐震診断員が所属する建築士事務所と耐震診断に係る請負契約を締結するものとする。

(耐震診断の内容変更)

第10条 申請者は、交付決定の通知を受けた後に、耐震診断の内容を変更しようとするときは、小樽市木造住宅耐震改修促進事業耐震診断内容変更申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象経費の額が変更になる場合にあつては、変更後の助成対象経費についての見積書の写し
- (2) 変更内容を確認することができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該変更を承認したときはその旨（助成金の交付予定額が変更となる場合にあつては、その額を含む。）を小樽市木造住宅耐震改修促進事業耐震診断内容変更承認通知書（様式第5号）により、当該変更を承認しなかったときはその旨及び理由を小樽市木造住宅耐震改修促進事業耐震診断内容変更不承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(耐震診断の実施状況の報告)

第11条 申請者は、耐震診断が予定の期間内に完了しないおそれがあるとき又は耐震診断の実施が困難となったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(耐震診断の取りやめの届出)

第12条 申請者は、耐震診断を取りやめるときは、小樽市木造住宅耐震改修促進事業耐震診断取りやめ届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 交付決定の通知後に、前項の規定による届出があったときは、当該交付決定は、その効力を失うものとする。

(耐震診断の完了報告)

第13条 申請者は、耐震診断が完了したときは、当該完了の日から起算して30日以内（その期間の末日が2月末日以降となる場合にあっては、2月末日（その日が市の休日に当たるときは、その日後における直近の市の休日でない日）までとする。）に、小樽市木造住宅耐震改修促進事業耐震診断完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 建築物の耐震診断結果報告書（様式第9号）の写し
- (2) 助成対象経費の支払を証する領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認した上で助成金の額を確定し、その旨を小樽市木造住宅耐震改修促進事業助成金額確定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第15条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、小樽市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付請求書（様式第11号）により助成金の交付を市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更することができる。

- (1) 申請者（助成金の交付を受けた者を含む。以下同じ。）が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 申請者が助成金を耐震診断以外の目的に使用したとき。
- (3) 助成対象経費の積算に誤りがあったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が助成金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときはその旨及び理由を小樽市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付決定取消通知書（様式第12号）により、同項の規定により交付決定の内容を変更したときはその旨及び理由を小樽市木造住宅耐震改修促進事業助成金交付決定変更通知書（様式第13号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、既に交付されている助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平27. 4. 28市長決裁）
この要綱は、平成27年5月1日から施行する。